

発行日：平成20年11月10日(月)

★★ 今月のテーマ ★★

ねんきん特別便

～回答票の返送はお済みですか？～

保険情報サービス(株) FAX NEWS

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

社会保険庁より皆様のお手元に届けられている「ねんきん特別便」。年金額に直結する年金加入期間を確認する大切な書類ですが、回答率が6割ほどに留まっているようです。

そこで今回は、ねんきん特別便の見方について、特に重要な点を中心にご案内します。まだ回答票を返送されていない方は、お手元にねんきん特別便をご用意の上お読み下さい。

1. ねんきん特別便が届いたら

お手元にねんきん特別便が届きましたら、

- ・ご自身の住所・氏名・生年月日
- ・基礎年金番号

を確認して下さい。氏名については名前の相違の他、漢字の相違についても確認が必要です。特に現行文字と旧字（高と高・渡辺と渡邊、渡邊など）等については十分に注意して下さい。

万一誤りがあった場合、厚生年金に加入している方及びその配偶者は勤務先の会社を通じて、また国民年金に加入している方はお住いの市区町村の役所で訂正手続きをして下さい。

2. 加入記録の確認

次にねんきん特別便のメインとなる、年金の加入記録を確認します。「年金記録のお知らせ」の用紙中段、黒の太枠で囲われた箇所が現在記録されている年金加入期間です。国民年金・厚生年金及び共済組合、すべての加入記録がこの欄に記載されています。

①厚生年金・共済組合の加入期間

勤めていた会社で社会保険に加入していた期間について、その会社名及び社会保険加入期間が、厚生年金加入期間として正しく記載されているか確認して下さい。

厚生年金加入期間の場合、原則として会社に入社した日が資格を取得した年月日、退職した日の翌日が資格を失った年月日となります。また共済組合についても同様です。

②国民年金の加入期間

自営業を営んでいた期間や自営業者の配偶者であった期間、会社を辞めて次の会社に入社するまでの間の転職期間などが該当します。また、会社勤めをしていたけれど社会保険に加入していなかった期間や、そもそも社会保険の適用を受けていない会社に勤めていた期間も国民年金の加入期間に該当します。

最後に、一番始めに記載されている加入記録の前の期間と、最後に記載されている記録の後の期間、及び加入記録と加入記録の間（空白期間）について記録漏れがないか確認します。

3. 加入月数について

「年金記録のお知らせ」下部に、それぞれの年金制度に加入していた月数が記載されています。この中で、国民年金について「国民年金の加入月数の合計」と書かれている右側の月数と、その上に記載されている国民年金納付月数と免除月数の合計の月数が違っている場合、その差数月が国民年金の保険料未納月数ということになります。

また厚生年金保険について、二段書きの数字の下段（カッコ書き）の数字は厚生年金基金の加入期間です。

4. 回答票の記入

前述1～3の点について確認をした上で、結果を回答票に記入します。覚えている範囲で出来るだけ詳細に記入して下さい。記入が済みましたら、ねんきん特別便に同封されている返信用封筒で返送します。

ねんきん特別便による年金加入記録の確認・訂正で、本来もらえるはずの年金を正しく受給できることとなります。回答票は必ず返送して下さい。

本内容の詳細は下記までお問い合わせください。

担当：望月・高澤 まで